

阿波国府跡発掘調査報告書

2003. 3

徳島市教育委員会

阿波國府跡発掘調査報告書

2003. 3

徳島市教育委員会

例　　言

1 本書は、徳島市国府町観音寺において実施した、阿波國府跡発掘調査の報告書である。

2 調査は、平成14年度国宝重要文化財等保存整備事業として実施した。

3 調査期間、調査面積は下記のとおりである。

(1) 観音寺

調査期間

平成14年10月1日～平成15年1月31日

調査面積

350 m²

(2) 観音寺

調査期間

平成15年1月27日～平成15年3月10日

調査面積

100 m²

4 発掘調査および整理作業は徳島市教育委員会が主体となり実施した。

現地調査・整理作業

調査主任

勝浦康守（徳島市教育委員会社会教育課）

調査員

中野勝美 佐伯俊裕 倉佐晃次 高木淳 市川欣也

調査補助員

稻岡勝記 稲岡知美 稲岡建治 青木健司 水溜定子 森本和栄 前田千夏

日下裕子 中西洋子 余保美代子 近藤八恵子 世直香絵子 稲岡富子

5 本書に収録した遺物および記録類は、すべて徳島市教育委員会社会教育課において収録・保管する。

6 本書は以下の分担で作成した。

製図・トレース・写真撮影・レイアウト

中西 勝浦

執筆・編集

勝浦

目 次

例 言

目 次

本文目次

I 観音寺

i 調査に至る経緯と経過	1
ii 検出遺構と出土遺物	2
(1) 堀立柱建物跡 SB0201	
(2) 堀立柱建物跡 SB0202	
(3) 堀立柱塙跡 SH0201	
iii 小 結	5
II 観音寺	
i 調査に至る経緯と経過	7
ii 基本層序	7
iii 検出遺構と出土遺物	8
(1) 堀立柱建物跡 SB0203	
iv 小 結	10

挿図図版

I 観音寺

- 第1図 調査地位置図
第2図 遺構配置図
第3図 堀立柱建物跡 SB0201
第4図 堀立柱建物跡 SB0202
第5図 出土遺物
II 観音寺
- 第1図 調査地位置図
第2図 遺構配置図
第3図 堀立柱建物跡 SB0203
第4図 出土遺物

写真図版

- 図版1 上：堀立柱建物跡 SB0201・0202
 下：堀立柱建物跡 SB0201・0202
図版2 上：堀立柱建物跡 SB0201P01
 中：堀立柱建物跡 SB0201P02
 下：堀立柱建物跡 SB0201P03
図版3 上：堀立柱建物跡 SB0201P06
 中：堀立柱建物跡 SB0201P07
 下：堀立柱建物跡 SB0201P09
図版4 上：堀立柱建物跡 SB0201P11
 中：堀立柱建物跡 SB0201P12
 下：堀立柱建物跡 SB0201P10・SB0203P13

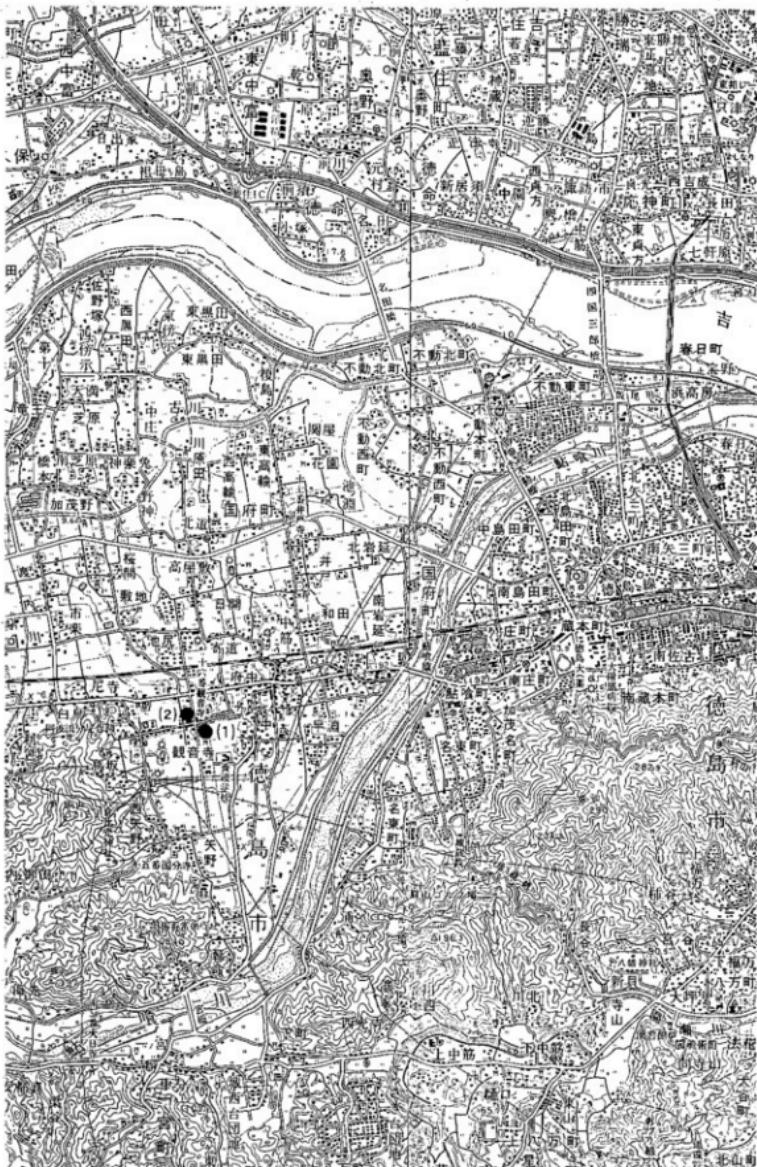
- 図版5 上：堀立柱建物跡 SB0201P13
 中：堀立柱建物跡 SB0201P14
 下：堀立柱建物跡 SB0201P15
図版6 上：堀立柱建物跡 SB0202P08
 中：堀立柱建物跡 SB0202P09
 下：堀立柱建物跡 SB0202P12
図版7 上：堀立柱建物跡 SB0202P01
 中：堀立柱建物跡 SB0202P06
 下：堀立柱建物跡 SB0202P07
図版8 上：堀立柱塙跡 SH0201P01
 中：堀立柱塙跡 SH0201P04
 下：堀立柱塙跡 SH0201P05
図版9 上：堀立柱建物跡 SB0203
 下：堀立柱建物跡 SB0203
図版10 上：堀立柱建物跡 SB0203P01
 中：堀立柱建物跡 SB0203P03
 下：堀立柱建物跡 SB0203P06
図版11 上：堀立柱建物跡 SB0203P01
 中：堀立柱建物跡 SB0203P03
 下：堀立柱建物跡 SB0203P06
図版12 出土遺物
図版13 出土遺物

報告書抄録

ふりがな	あわこくふあとはくつちょうさほうこくしょ						
書名	阿波国府跡発掘調査報告書						
副書名							
卷次							
シリーズ名							
シリーズ番号							
編著者名	勝浦康守						
編集機関	徳島市教育委員会						
所在地	〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 TEL 088-621-5418						
発行年月日	西暦 2003年3月31日						

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東經	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
		市町村	遺跡番号					
あわこくふあとはくつちょうさほうこくしょ 阿波国府跡 観音寺	とくしまけんとくしまし 徳島県徳島市 ごくふちゅう 国府町	36201	-	34度 3分 54秒	134度 28分 40秒	20021001～ 20030313	350	国補事業 市内遺跡調査
あわこくふあとはくつちょうさほうこくしょ 阿波国府跡 観音寺	とくしまけんとくしまし 徳島県徳島市 ごくふちゅう 国府町	36201	-	34度 3分 56秒	134度 28分 30秒	20030127～ 20030310	100	国補事業 市内遺跡調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
阿波国府跡 観音寺	官衙跡	古代	掘立柱建物跡・堀跡	土師器・須恵器・瓦	
阿波国府跡 観音寺	官衙跡	古代	掘立柱建物跡	土師器・須恵器	



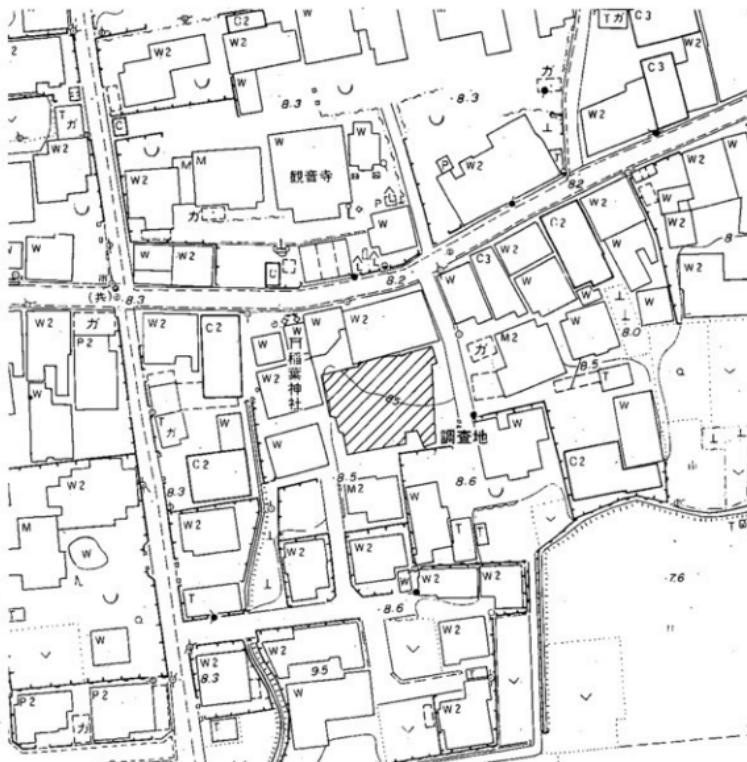
調査地位置図 (1) I 観音寺 (2) II 観音寺 (1:50,000)

I 観音寺

i 調査に至る経緯と経過（第1図）

阿波国府政府跡の所在地として最も有力視されているのが、国府町観音寺に所在する観音寺を中心とする地域である。この考え方を支持する調査例は数多くないが、そのいずれもが極めて有効な調査事例である。1987年の阿波国府跡第6次調査¹⁰⁾では、掘立柱建物跡や区画溝、縁石・灰釉陶器や築造須恵器、畿内系黒色土器と共に墨書「政所」が出土しており、10世紀代の国府中枢部が近隣地に所在する可能性を示している。また、1997年の調査¹¹⁾では、観音寺を中心とする東西200m、南北350mの微高地上の西側に位置する旧河川部から大量の木製品が出土している。特に、税調木簡が示す内容は、近接部に国府中枢部の存在を裏付ける資料として評価は高い。このような状況証拠は揃いつつあるが、依然として国府政府跡を示す構造の確認はなされていない。

今回の調査は、昨年度、試掘調査を実施した結果、掘立柱建物跡や堀跡の一部を確認した箇所における本調査であり、掘立柱建物跡の規模・構造・年代およびその性格の解明に主眼を置き実施するものである。国府跡所在確認として、観音寺周辺の有効性を確認する。



第1図 調査位置図 (S = 1:1,000)

ii 検出遺構と出土遺物（第2、5図、図版12、13）

調査地周辺の現地表面の標高はT.P.+8.6mを測る。現代盛土層（第0層）下に第1～4層が堆積する。以下、土位より概説する。

第1層：層厚10cmを測る旧耕作土であり、近世陶磁器を含む。

第2層：層厚15cmを測るにぶい黄色砂質シルトであり、古代～中世の遺物を含む。

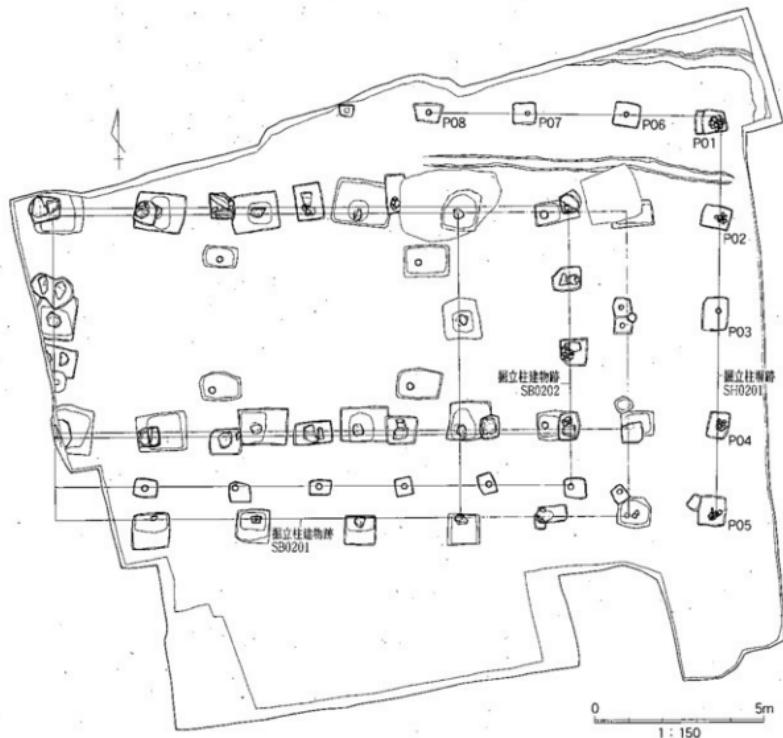
第3層：層厚20cmを測る暗灰色砂質シルトであり、古代～中世の遺物を含む。

上位の第2層より色調が暗調において細別されるが、基本的には同層であり、中世以降において土地の削平が行われている。

第4層：遺構検出ベースである黄色シルトである。

調査では第4層上面において、掘立柱建物跡、掘立柱塙跡、溝、竪穴住居跡を確認している。

なお、竪穴住居跡は掘立柱建物跡との新旧関係および出土遺物より、6世紀後葉～7世紀前葉のものである。



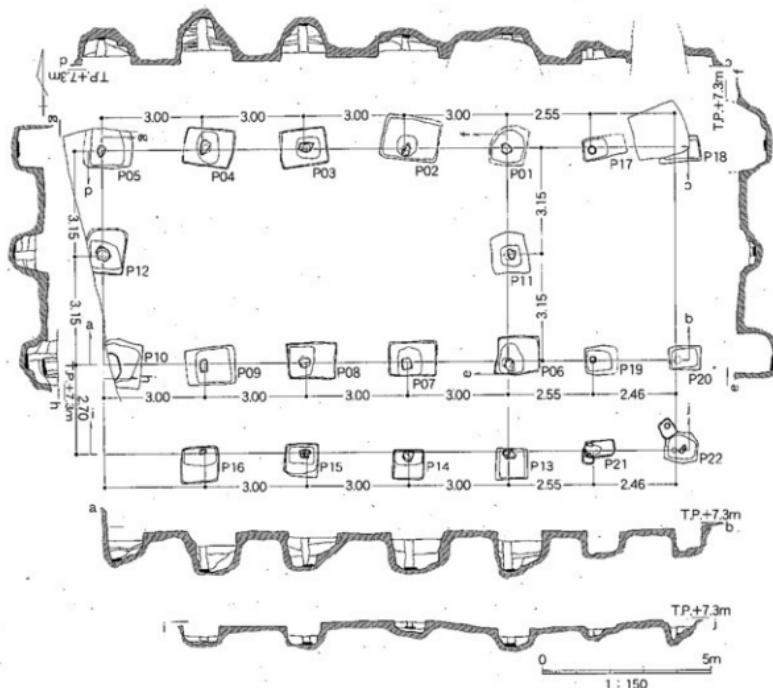
第2図 遺構配置図

(1) 挖立柱建物跡 SB0201 (第3図、図版1~5)

昨年度の調査で掘立柱建物跡 SB02とした建物跡であり、桁行4間×梁行2間の南底付の正方位指向の東西棟の側柱建物である。床面積は108 m²を測る。身舎柱穴掘形の平面形が、長辺120~180 cm×短辺100~130 cmの長方形を呈し、深さは100~140 cmを測る。庇柱は柱穴掘形の平面形が一辺90~100 cmの方形を呈し、深さは60~80 cmを測る。身舎柱および庇柱のすべての底部には、結晶片岩を板状に加工した1枚板が礎盤石として置かれる。側柱柱穴の掘削深度は南東隅柱を除くと南側および西側柱は一定しているが、東側柱では棟持柱が極端に浅く、また北側柱も一定しない。桁柱や梁柱の建築部材は事前に加工して運び込まれたものと考えられるが、加工の際の寸法のばらつきがこうした手法によって修正されているものと考えられる。

柱間隔は桁行柱が3m等間、梁行柱が3.15m等間である。また、身舎柱から庇柱への間隔は2.7mを測り庇の出が広く、身舎と庇の柱位置も対応する整然としたものである。瓦片が多くみられることから瓦葺の建物であると考えられる。

なお、この建物の東側に連続して桁行2間×梁行1間分の柱配置がみられる。これらの柱穴は前述した柱穴とは様相を全く異なるため、当初から存在したものとは考え難く、後に、何らかの理由で付け足された柱穴の可能性がある。

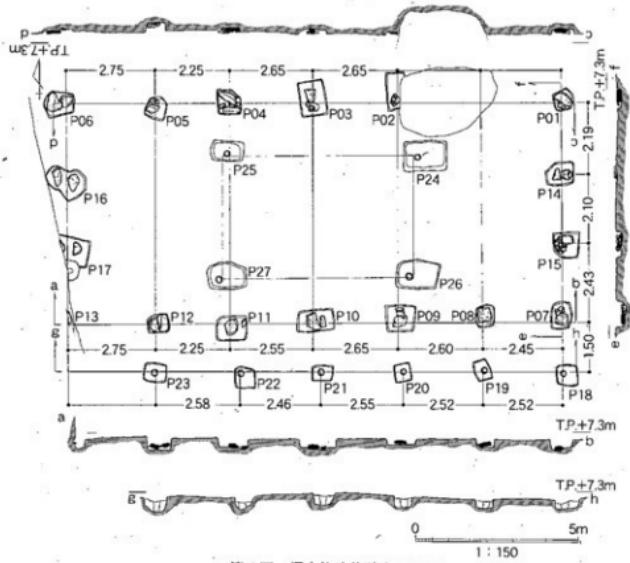


第3図 挖立柱建物跡 SB0201

(2) 挖立柱建物跡 SB0202 (第4図、図版1, 6, 7)

昨年度の調査で掘立柱建物跡 SB01 とした建物跡であり、桁行6間×梁行3間の南底付の正方位を指向する東西棟の側柱建物跡である。床面積は 125.35 m²を測る。身舎柱掘形の平面形が長辺 80 ~ 120 cm × 短辺 80 cm の長方形もしくは一辺 60 ~ 80 cm の方形を呈し、深さは 20 ~ 40 cm を測る。身舎柱穴の底部には、結晶片岩をブロック状に加工したものや河原砾を敷きつめ礎板石としているが、底柱穴にはみられない。身舎柱穴底部の配石 レベルがほぼ一定していることから、事前に用意されたと考えられる桁梁柱の建築部材の加工のばらつきは小さいものと考えられる。

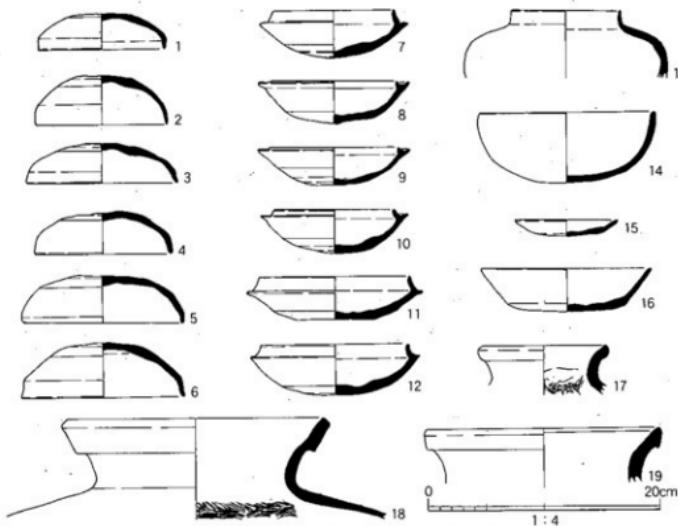
柱間隔は南側柱が東から 24.5 - 26.0 - 26.5 - 25.5 - 22.5 - 27.5m、東側柱が北から 21.9 - 21.0 - 24.3m とばらつくが、桁梁共に身舎柱は対応する。ただ、底柱の間隔が東から 2.52 - 2.52 - 2.55 - 2.46 - 2.58m を測り身舎柱と対応せずばらつきをみせる。また、身舎内部の中央部に桁行1間×梁行1間分の柱配置がみられる。身舎柱の配列とも対応しないが、上部構造において何らかの空間を作出している柱の可能性がある。なお、この建物は SB0201 に重複する位置で建替られている。



第4図 挖立柱建物跡 SB0202

(3) 挖立柱堀跡 SH0201 (第2図、図版8)

昨年度の調査で堀跡 SH01 とした掘立柱堀跡である。当初、方形区画を呈する堀跡と考えたが、東西3間×南北3間でL字形状の屈曲でとどまり、柱穴列が延びないと考えられる。柱穴掘形の平面形は長辺 80 ~ 100 cm × 短辺 60 ~ 80 cm の長方形もしくは一辺 80 cm の方形を呈する。柱間隔は北東隅から南へ 3.00 - 2.70 - 3.30 - 2.70m、西へ 2.85 - 3.00 - 2.85m を測る。南端が建物跡 SB0201 の底柱筋と対応しているが、柱穴底部に小河原石を敷き込んで礎板石としている状況は建物跡 SB0202 の柱穴の配石方法に類似するものがある。



第5図 出土遺物
1~6:須恵器壺蓋 7~12:須恵器壺 13:須恵器短頸壺 14:土師器壺
15:土師器皿 16:土師器壺 17~19:須恵器壺

iii 小 結

掘立柱建物跡 SB0201 の柱穴掘形の規模は巨大で、観音寺では初見の建物跡である。柱間隔は桁柱が 3m 等間を測り、構造的には庇の出を広くしている。これは梁行方向に庇を付設することにより建物を大規模化しようとする意識が働いているものと考えられる。これに対し建物跡 SB0201 と同じ位置に建て替えられる建物跡 SB0202 は、柱穴の規模がコンパクトであり柱間隔にはばらつきがみられる。また、身合柱と庇柱が対応しない箇所がみられ、構造的には精緻な建物であるとは言い難い。身合梁行の長さを変えずに平面積を広くするために、桁行方向に柱間隔を増やす方法がとられるが、桁梁共に柱間隔が狭く、庇の出も小さい。建築部材に長大なもの準備の必要性がなくなり、自荷重が軽減されているものと考えられる。共に、南庇付の建物構造を呈する点においては同じであるが、細部における構造の相違が、時期差によるものなのか使用目的によるものなのか明確ではない。

柱穴出土遺物には建物以前に存在した竪穴住居跡に含まれるもののが混在し、年代観については明確にし得ない。竪穴住居跡からは 6 世紀後葉～7 世紀前葉の遺物が見られることを考慮すれば建物跡 SB0201 は竪穴住居が埋没する直後の 7 世紀中葉、SB0202 は 7 世紀後葉の造営が考えられる共に、建物は正方位測量で設計されていることから、中国的な都城建設の理念に基づくものであると考えられる。

これらの建物の性格については、1997 年に発見された観音寺木簡の中でも古い段階の時期に並行する建物であること、また、建物方位が正方位を指向することから、郡衙施設の可能性が考えられる。建物が 1 棟単独で存在しているとは考え難く、複数の建物によって構成される施設の一画と考えられる。周辺での調査が必要とされると共に、観音寺の有効性を知ることができる。

(註)

- (1) 徳島市教育委員会『阿波国府跡第6次調査』、1988年。
- (2) 徳島県埋蔵文化財調査センター『観音寺木簡』、1999年。

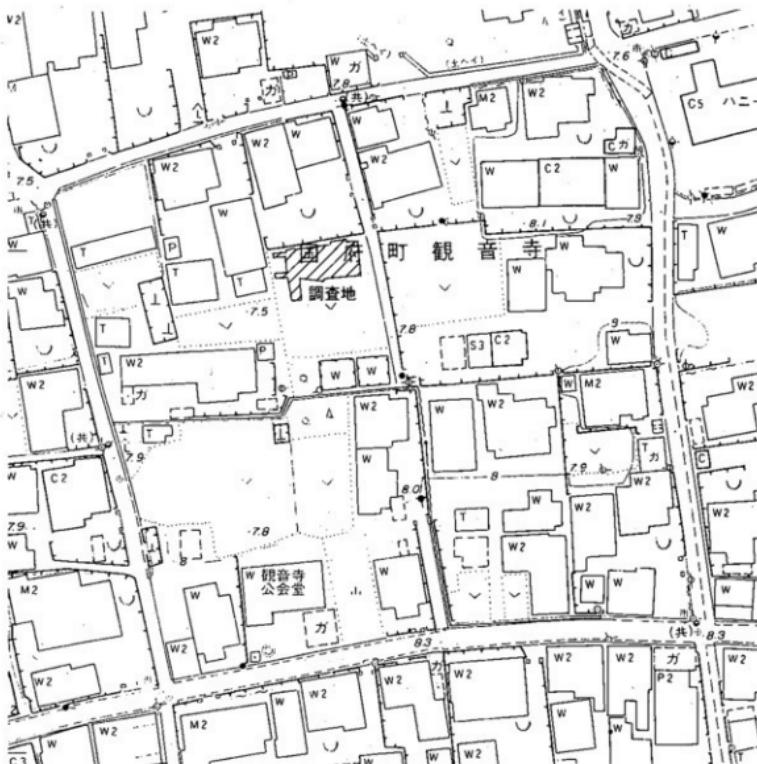
II 観音寺

i 調査に至る経緯と経過（第1図）

今回の発掘調査は国府町観音寺における阿波國府跡の所在確認調査の一環である。調査地は札所観音寺の北西120mに位置し、調査地は現存条里地割（N - 10° - W）と同方位の道路により区画された方1町内に位置する。これまでにこの区内における発掘調査事例はない。1997年に観音寺木簡が出土した箇所の東側に隣接することから、国府政庁跡の存在の可能性が高い地域でもある。調査はトレント掘削を行い、土層の堆積状況の把握と遺構確認を先行させ、掘立柱建物跡の柱穴を確認した後、建物跡の規模・構造確認のため面的調査を進めた。

ii 基本層序

調査地周辺の標高は、T.P. + 7.4mを測り、現代耕作土層（0層）下に第1～3層が堆積する。以下、上位より概説する。



第1図 調査地位置図 (S = 1 : 1,000)

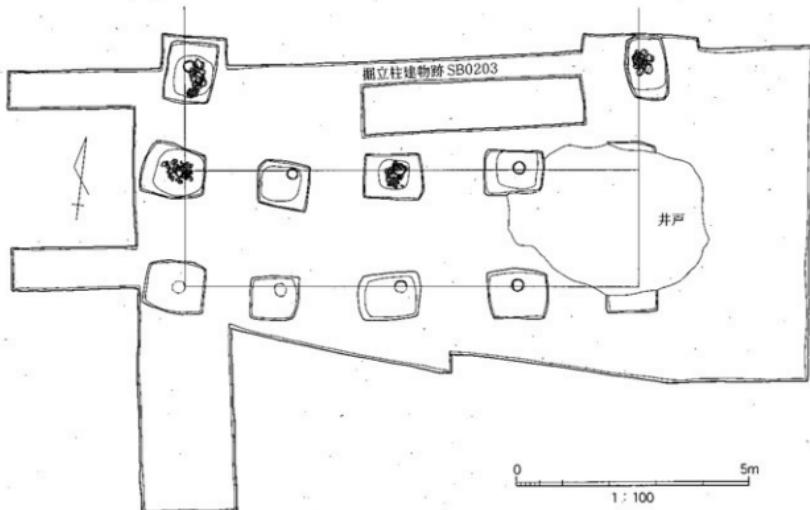
第1層：層厚 30 cmを測る黄褐色砂礫混じりシルトであり、中世～近世の遺物を含む。

第2層：層厚 20 cmを測るオリーブ黒色砂礫混じりシルトであり、弥生時代～古代の遺物を含む。

第3層：遺構検出ベースである黄色シルト～黄灰色砂礫であり、調査地の西側で砂礫層の検出レベルは高く、東に対して傾斜する。

調査地周辺は弥生時代以降の堆積層は、中世以降のある段階で大規模な削平を受けている。調査では第3層上面において、掘立柱建物跡、竪穴住居跡を確認している。竪穴住居跡は6世紀後葉のものである。

出土遺物には、6世紀後葉の須恵器、また、包含層からは赤色塗彩を施した土師器壺や12世紀以降の土師器皿がみられる。この地域では、堆積層の削平が大規模に行われているが、古代～中世にかけての継続的な遺跡の存続が考えられる。



第2図 遺構配図

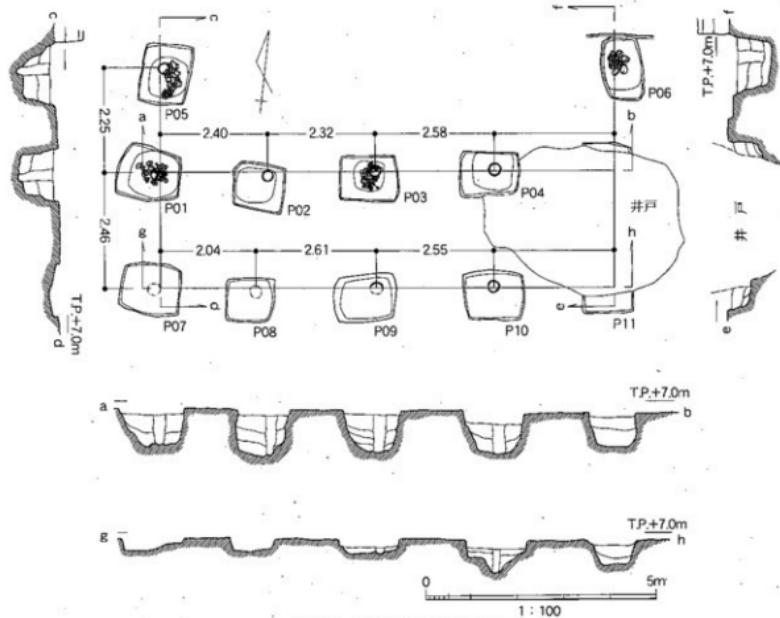
iii 検出遺構と出土遺物（第3、4図、図版9～11、13）

(1) 掘立柱建物跡 SB0203

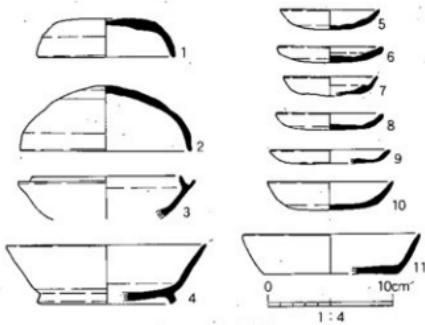
桁行4間×梁行は北側調査区外に広がるが推定2間の南庇付の東西棟の側柱建物跡でと考えられる。東側柱の身舎南東隅柱と庇柱が後世の井戸により壊される。身舎柱穴掘形の平面形が、長辺100～140cm×短辺90～110cmの長方形を呈し、深さは90～100cmを測り、身舎柱穴の深さは一定し、柱径は25～28cmと均一である。事前に用意された建築部材の加工のばらつきは少なく規格材を使用していると考えられる。庇柱柱穴も同様の平面形であるが、深さは25～60cmを測り浅い。また、身舎柱穴の底部には河原礫を敷き込み礎石として使用しているが、庇柱の底部にはみられない。また、同位置での建替はみられない。

柱間隔は南桁柱が西から 2.40 - 2.32 - 2.58m、西側柱が北から 2.25 - 2.46m、底柱が西から 2.04 - 2.61 - 2.55m を測り、桁梁底いずれも柱間隔はばらつく。また、身舎柱と底柱が対応しない箇所がみられる。構造的に梁方向に庇の出を大きくすることにより、建物の規模を大きくしている。建物方位は現存条里と同方位の N - 10° - W に設計されている。

建物跡柱穴 P09 の掘形より須恵器高台付坏 4 が出土している。高台付坏 4 は高台がハの字状に踏ん張り接地点が高台内側にある形態を呈する。飛鳥・藤原並行の 7 世紀後葉のものである。



第3図 掘立柱建物跡 SB0203



第4図 出土遺物
1, 2: 須恵器坏蓋 3: 須恵器坏 4: 須恵器高台付坏 (SB0203P09 出土)
5 ~ 10: 土師器皿 11: 土師器坏 (赤色塗彩)

iv 小 結

掘立柱建物跡 SB0203 は、本年度、観音寺の調査において確認された建物跡 SB0201 と共に通する点がある。共に、桁行 4 間 × 梁行 2 間の南庇付の東西棟と考えられ、身舎柱と庇柱との間隔を大きくし、建物規模の巨大化を図る設計がなされている。また、柱穴掘形の平面規模、深度および底部での礎板石の状況（結晶片岩の 1 枚板と河原砾で構成との相違があるか）も同じである。

一方、相違点としては、建物跡 SB0201 は柱が 3m 等間を測り、規格性が高いことに対し SB0203 は柱間隔がばらつき、身舎柱と庇柱が対応せず柱筋にずれがみられることがある。また、桁梁柱については、SB0201 は事前加工の際のばらつきの多い建築部材であるのに対し、SB0203 は規格材が使用されていることである。

最大の相違点は建物方位である。建物跡 SB0201 が正方位であるのに対し、SB0203 は周辺条里地割と同方位の N - 10° - W 方位である。これは時期差を示しているものと考えられるが、これまでこの N - 10° - W 方位については、国分寺や国分尼寺の伽藍方位が同方位であることから、国府と共に 8 世紀中葉に採用されたものと考えてきたが、SB0203 が 7 世紀末葉の造営であることから、その出現はさらに遅るものである。1987 年、墨書「政所」とともに確認された 10 世紀代の掘立柱建物跡⁽¹⁾の方位が N - 10° - W 方位を示すように、国府政府および関連諸施設も 7 世紀末葉の段階において方位規制を受けているものと考えられる。

建物跡については単独で存在しているものとは考え難く、何らかの施設を構成する建物の一つであると考えられる。観音寺には、中国的な建築概念として導入された正方位設計の建物で構成される施設と 7 世紀末葉以降、国府町一帯の土地区画の基本となる N - 10° - W 方位の規制を受ける施設の二つの異なるエリアが存在する。観音寺地域のもつ重要性は極めて大きいものがある。

（註）

- (1) 徳島市教育委員会『阿波國府跡第 6 次調査』、1988 年。



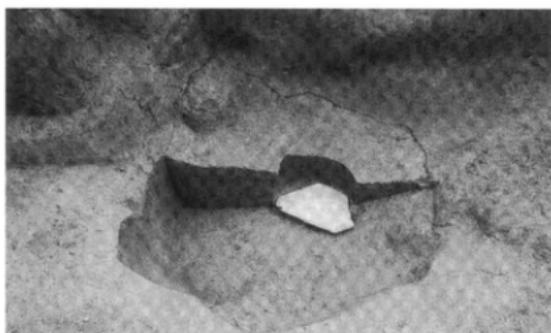
掘立柱建物跡 SB0201・0202

(東から)

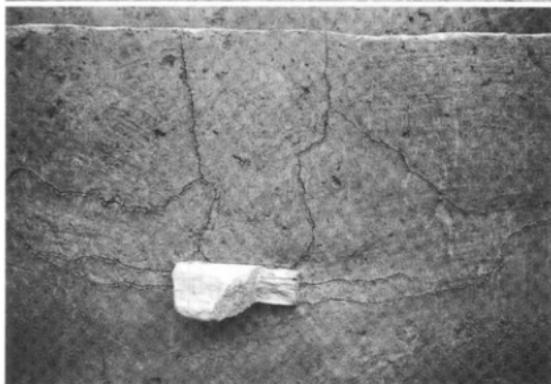


掘立柱建物跡 SB0201・0202

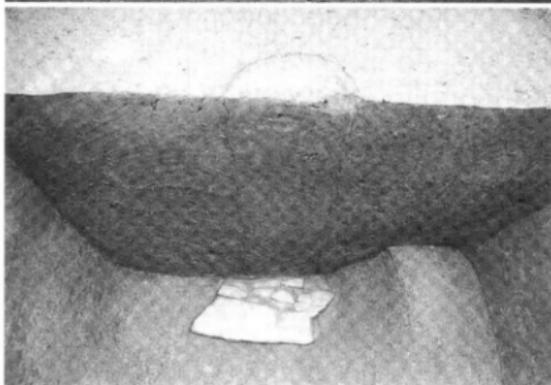
(南東から)



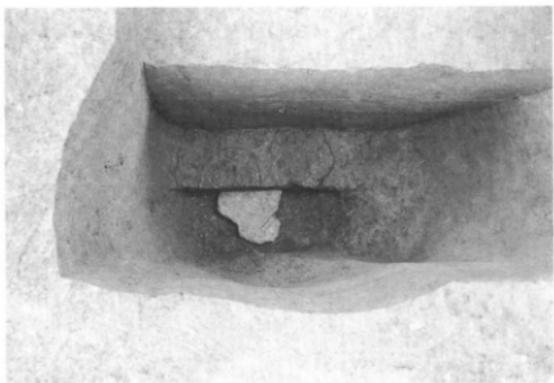
掘立柱建物跡 SB0201P01
(北から)



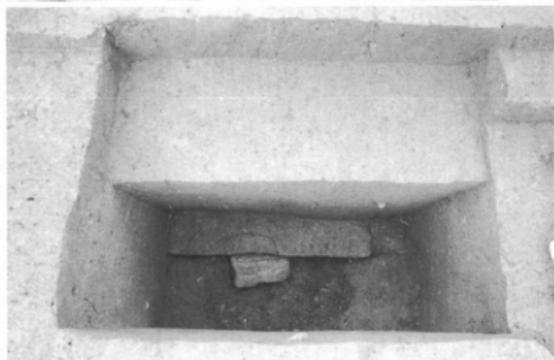
掘立柱建物跡 SB0201P02
(北から)



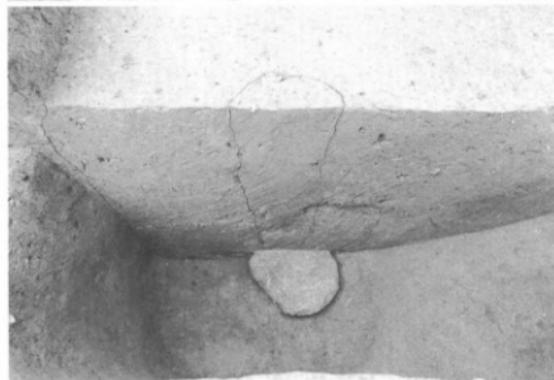
掘立柱建物跡 SB0201P03
(北から)



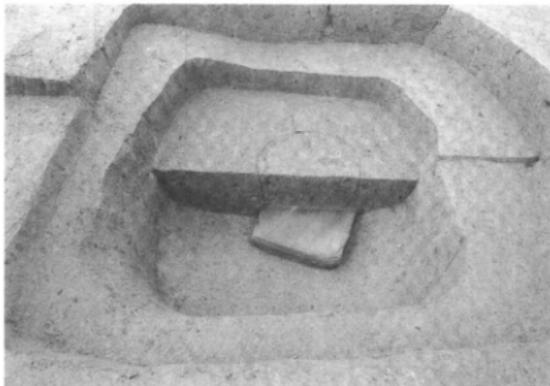
掘立柱建物跡 SB0201P06
(南から)



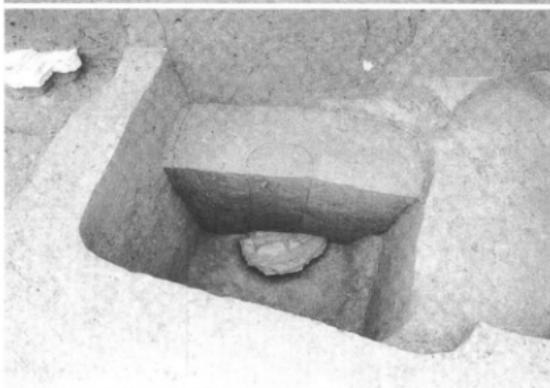
掘立柱建物跡 SB0201P07
(南から)



掘立柱建物跡 SB0201P09
(南から)



掘立柱建物跡 SB0201P11
(東から)



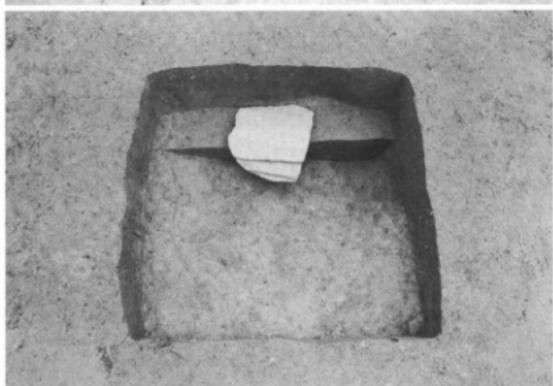
掘立柱建物跡 SB0201P12
(東から)



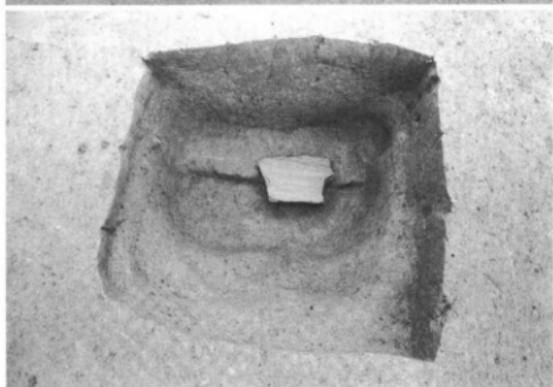
掘立柱建物跡 SB0201P10・
SB0203P13 (東から)



掘立柱建物跡 SB0201P13
(南から)



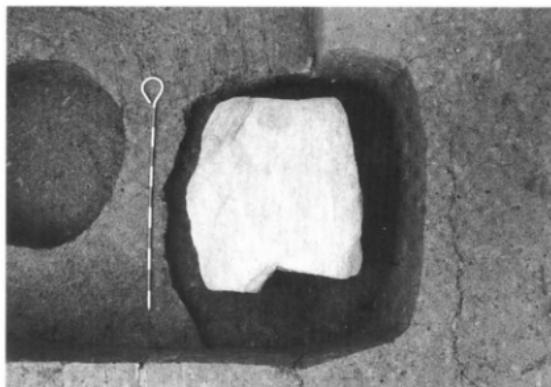
掘立柱建物跡 SB0201P14
(南から)



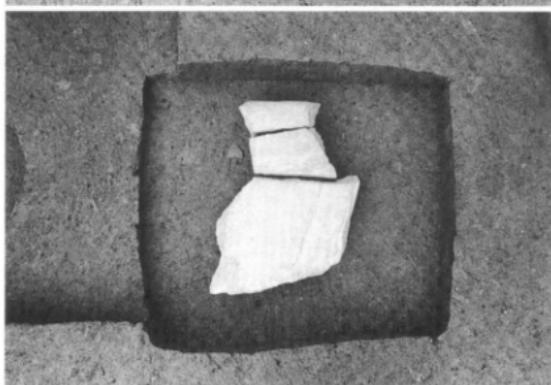
掘立柱建物跡 SB0201P15
(南から)

図版
6

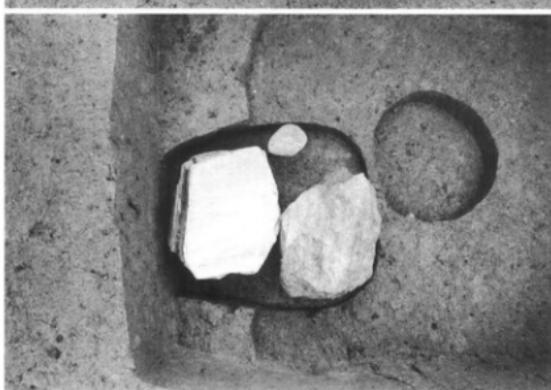
I 観音寺



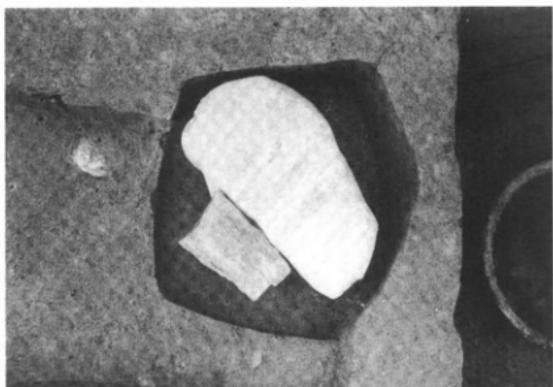
掘立柱建物跡 SB0202P08
(南から)



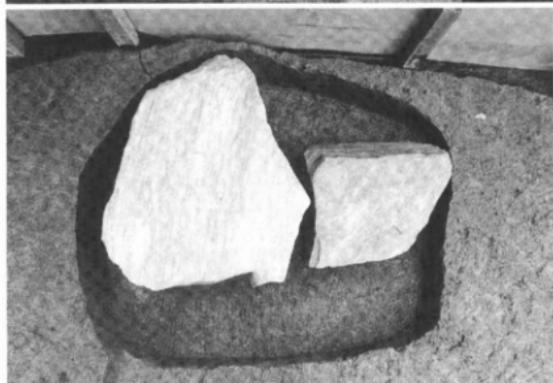
掘立柱建物跡 SB0202P09
(南から)



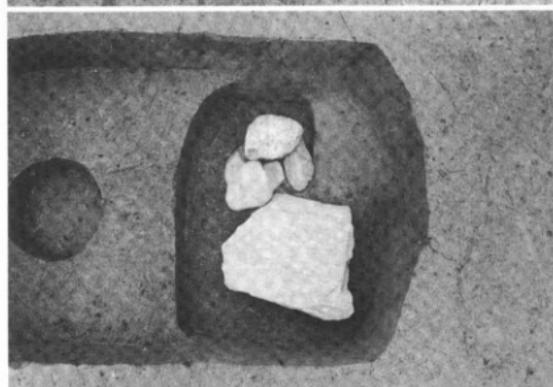
掘立柱建物跡 SB0202P12
(南から)



掘立柱建物跡 SB0202P01
(南から)



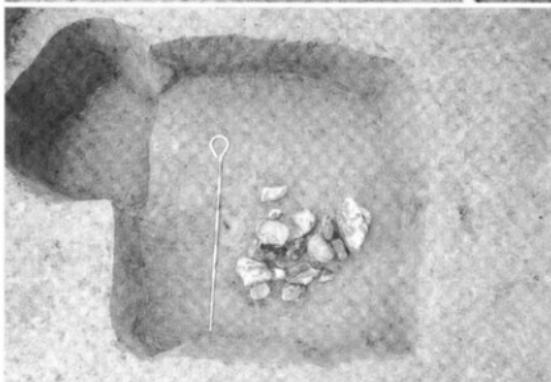
掘立柱建物跡 SB0202P06
(南から)



掘立柱建物跡 SB0202P07
(南から)



掘立柱跡 SH0201P01
(南から)



掘立柱跡 SH0201P04
(南から)



掘立柱跡 SH0201P05
(南から)



掘立柱建物跡 SB0203

(東から)



掘立柱建物跡 SB0203

(南から)



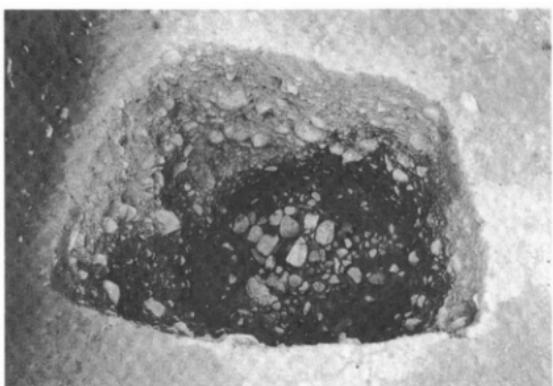
掘立柱建物跡 SB0203P01
(西から)



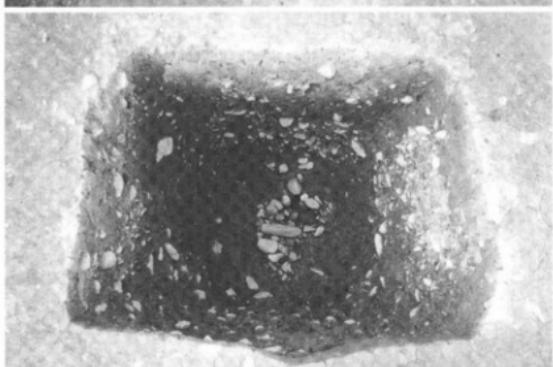
掘立柱建物跡 SB0203P03
(南から)



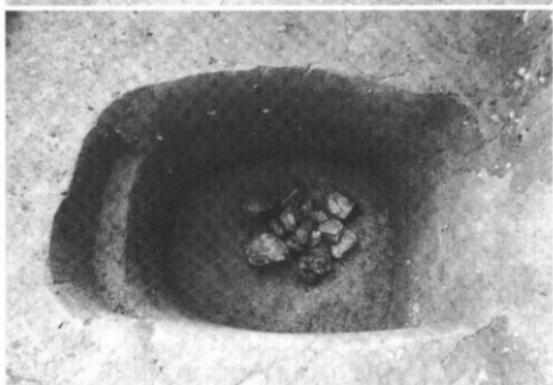
掘立柱建物跡 SB0203P06
(東から)



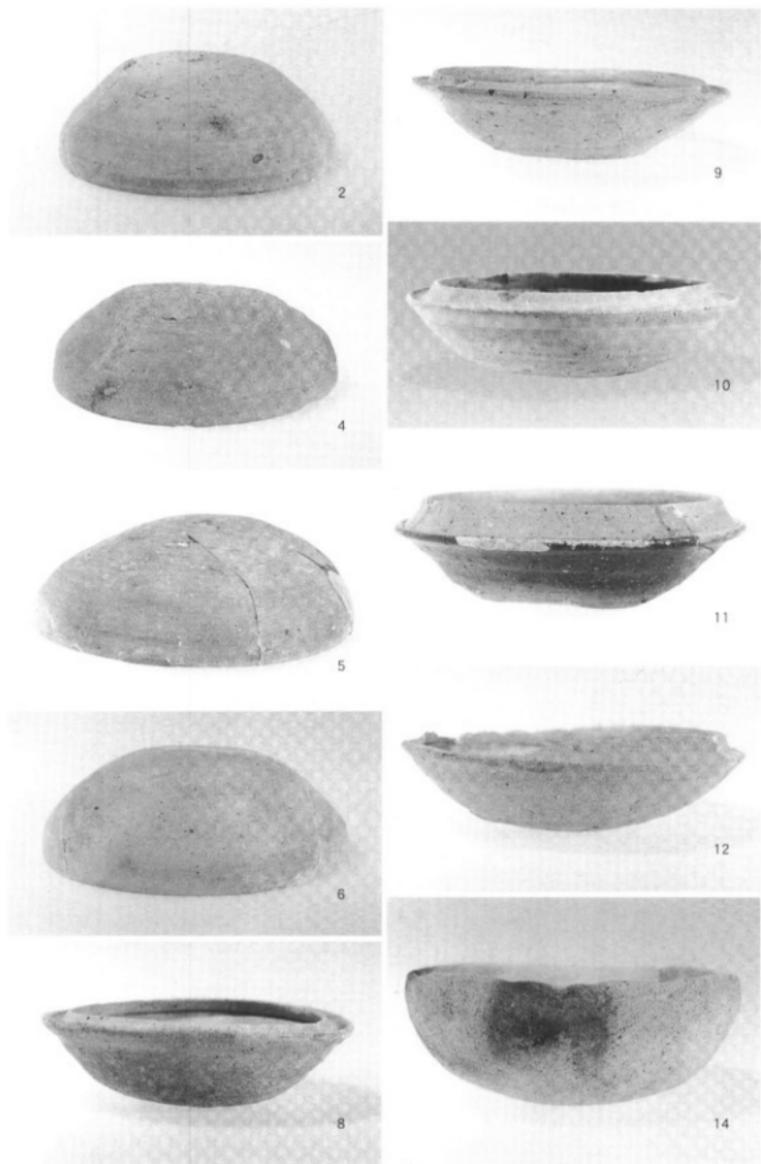
掘立柱建物跡 SB0203P01
(南から)



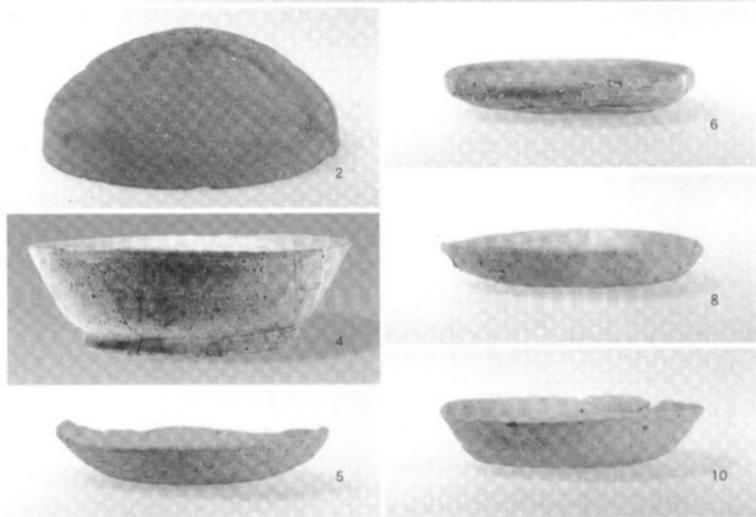
掘立柱建物跡 SB0203P03
(南から)



掘立柱建物跡 SB0203P06
(東から)



出土遺物



出土遺物

阿波国府跡発掘調査報告書

2003. 3. 31

編 集 徳島市教育委員会社会教育課
発 行 徳島市教育委員会
印 刷 協業組合徳島印刷センター